

(別紙1－6)

第1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まさば及びごまさば漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさば対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさば対馬暖流系群を採捕する漁業（以下「まさば及びごまさばを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まさば及びごまさば対馬暖流系群の資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
まさば及びごまさばを採捕する漁業	5,167隻